

自転車 J I S が改正公示されました

(一財)自転車産業振興協会 技術研究所

平成 3 1 年 2 月 2 0 日付で下記 8 規格の改正、 8 規格の制定及び 2 規格の廃止が公示されました。

なお、今回改正された JIS の内容については、日本工業標準調査会 (JISC) のホームページ (<http://www.jisc.go.jp/>) で閲覧のみが可能です。

〔改正 : 8 規格〕

J I S D 9 3 0 1 (一般用自転車)

- ・ 2014 年 7 月に「ISO 4210 (自転車の安全要求事項) Part1-9」が発行されたことを受け、現行 JIS D9301 と ISO 4210-2 (シティ車及びトレッキング車、子供車、マウンテンバイク及びレーシングバイクの要求事項)の車種のうち一般用自転車に該当する“シティ車及びトレッキング車、子供車”との整合化を図り、規定内容の見直しを行った。
- ・ 制動性能は、走路試験と試験機による試験の 2 つの方法から選択するよう変更した。
- ・ フレームの疲労強度は、耐振性試験を廃止し、フレーム体の水平力による疲労強度、鉛直力による疲労強度を追加した。
- ・ 前ホークは、エネルギー吸収試験を廃止し、衝撃試験に変更した。また、曲げ強度などを追加した。
- ・ 試験方法は、JIS D9313-1~7 を引用するように変更した。

J I S D 9 3 0 2 (幼児用自転車)

- ・ 2014 年 6 月に ISO 8098 (幼児用自転車の安全要求事項)が発行されたことを受け、現行 JIS D9302 と ISO 8098 との整合化を図り、規定内容の見直しを行った。
- ・ ハンドル、フレーム体、前ホーク、ペダル、サドル、クランクなどの疲労強度を規定した。
- ・ 保護装置は、チェーン、ギヤ板及びフリーホイールを覆うチェーンケースを装備するよう変更した。

J I S D 9 4 1 1 (自転車 - だるよけ)

- ・ 現行 JIS D9301 と部品 JIS (D9411 など 6 規格) で強度、構造などの安全要件が重複していたため、JIS D9301 及び JIS D9302 の ISO 整合化による改正に併せて、JIS 規格体系の見直しを図り、安全要件は完成車 JIS (D9301、D9302) に規定し、部品 JIS は完成車 JIS を引用するよう、改正した。
- ・ 下記 5 規格も同様に改正した。

J I S D 9 4 1 2 (自転車 - ハンドル)

J I S D 9 4 1 3 (自転車 - グリップ)

- ・ “にぎり”を“グリップ”に名称変更した。

J I S D 9 4 1 5 (自転車 - ギヤクランク)

J I S D 9 4 1 6 (自転車 - ペダル)

J I S D 9 4 3 1 (自転車 - サドル)

〔制定 : 8 規格〕

J I S D 9 3 0 4 (スポーツ専用自転車)

- ・ ISO 4210-2 の車種のうち “ マウンテンバイク及びレーシングバイク ” との整合化を図り、制定した。
- ・ 要求事項の制動性能、車輪の振れなどは JIS D9301 より厳しく規定した。
- ・ 試験方法は、JIS D9313-1~7 を引用するように規定した。
- J I S D 9 3 1 3 - 1 (自 転 車 - 第 1 部 : 試 験 条 件 通 則 及 び 部 品 な の 試 験 方 法)**
- ・ ISO 4210-3 (共通の試験方法) との整合化を図り、制定した。
- ・ 試験条件、疲労試験及び衝撃試験通則を規定した。
- ・ 前どろよけの試験などを規定した。
- J I S D 9 3 1 3 - 2 (自 転 車 - 第 2 部 : 制 動 装 置 の 試 験 方 法)**
- ・ ISO 4210-4 (ブレーキの試験方法) との整合化を図り、制定した。
- ・ 制動性能に試験機による試験を規定した。
- J I S D 9 3 1 3 - 3 (自 転 車 - 第 3 部 : 操 だ (舵) 装 置 の 試 験 方 法)**
- ・ ISO 4210-5 (ステアリングの試験方法) との整合化を図り、制定した。
- ・ バーエンドとハンドルバーとの固定試験などを規定した。
- J I S D 9 3 1 3 - 4 (自 転 車 - 第 4 部 : 車 体 部 の 試 験 方 法)**
- ・ ISO 4210-6 (フレームと前ホークの試験方法) との整合化を図り、制定した。
- ・ フレームの耐振性試験を廃止し、フレーム体の水平力による疲労試験、鉛直力による疲労試験を規定した。
- ・ 前ホークの曲げ試験、衝撃試験、ハブブレーキ又はディスクブレーキ用前ホークの強度試験を規定した。
- J I S D 9 3 1 3 - 5 (自 転 車 - 第 5 部 : 走 行 装 置 の 試 験 方 法)**
- ・ ISO 4210-7 (車輪とリムの試験方法) との整合化を図り、制定した。
- ・ 繊維強化樹脂製車輪の耐熱性試験を規定した。
- J I S D 9 3 1 3 - 6 (自 転 車 - 第 6 部 : 駆 動 装 置 の 試 験 方 法)**
- ・ ISO 4210-8 (ペダルと駆動システム) との整合化を図り、制定した。
- ・ ペダルの衝撃試験を規定した。
- J I S D 9 3 1 3 - 7 (自 転 車 - 第 7 部 : 座 席 装 置 の 試 験 方 法)**
- ・ ISO 4210-9 (サドルとシートポスト) との整合化を図り、制定した。
- ・ シートポストの疲労試験は、第 1 段階を疲労試験、第 2 段階を曲げ試験に変更した。

[廃止 : 2 規格]

J I S D 9 2 0 1 (制 動 試 験 方 法)

- ・ JIS D9313-2 に統合したため、廃止した。

J I S D 9 2 0 3 (操 縦 安 定 性 能 試 験 方 法)

- ・ JIS D9313-1 に統合したため、廃止した。

(技術研究所)